

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	赤平市総合庁舎管理規則 第12条		
例規番号	昭和58年規則第9号		
<b>【根拠条文】</b> (措置命令) 第12条 庁舎管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、庁舎等への立ち入りを拒み、又は庁舎等から立退きを求め若しくは必要な措置を命ずることができる。 (1) 第7条第1項の規定による許可を受けないで入った者 (2) 第9条第1項の規定による許可を受けなかった者 (3) 第9条第2項に規定する条件に違反した者 (4) 第10条の規定による禁止行為をし、又は禁止行為をするおそれがあると認められる者 (5) 前条の規定による指示に従わない者  <b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 5

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	赤平市個人情報保護条例 第32条第4項		
例規番号	平成10年条例第4号		
<b>【根拠条文】</b> (罰則) 第32条 4 偽りその他不正の手段により,開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は,10万円以下の過料に処す。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日

ID: 13

担当部署: 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	赤平市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 第11条第1項		
例規番号	平成17年条例第22号		
<b>【根拠条文】</b> (指定の取消し等) 第11条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて管理に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 (1) 指定管理者が法令又は第7条の協定に違反したとき。 (2) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。 2 市長等は、前項の規定により指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたことにより、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、市長等は、その賠償の責めを負わない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	平成30年1月9日